公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

「第５次佐倉市総合計画後期基本計画策定支援業務委託」について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和８年１１月２５日
佐倉市長　西田　三十五

１　公募型プロポーザルに付する事項

（１）業務名称　　第５次佐倉市総合計画後期基本計画策定支援業務委託
（２）業務の場所　佐倉市企画政策部企画政策課
（３）契約期間　　契約日から令和１０年３月３１日まで
（４）事業の概要　別添仕様書のとおり
（５）限度額　　7,700,000 円（消費税及び地方消費税 700,000 円を含む）

２　参加資格に関する事項

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から契約の候補者決定の日までの間において次の要件の全てを満たすものとします。なお、複数の事業者による共同提案は認めないものとします。

（１）佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成４年５月１日制定）に基づく指名停止又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成１１年１１月２５日制定）に基づく指名除外を受けていないこと。
（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
（３）次のいずれにも該当しない者であること。
　①　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を超過しない者又は本実施要領公開日前の前６か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者
　②　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始の決定後、佐倉市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
　③　警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事その他の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者
（４）同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札参加申請をすることはできない。
（５）佐倉市一般（指名）競争入札参加資格者名簿（委託）のうち、「調査・計画」に登載されている者であること。
（６）平成２８年度以降かつ公告日までに官公庁発注の計画策定支援業務を受注し完了した実績のある者であること。

3　参加申込みに関する事項

本業務への参加希望者は、下記（1）に掲げる書類を提出し、参加申込みを行うものとします。関係書類、提出書類等は、佐倉市ホームページ（下記（2）に記載の日時まで掲載）から入手してください。

（1）提出書類及び提出部数

次の書類を紙1部及び電子データにより提出してください。電子データは、CD－Rその他の事務局が認める方法により提出してください。

① 様式1「参加申込書」

② 様式2「使用印鑑届兼委任状」

※ 代理人が提出する場合又は代表者以外の印を使用する場合のみ提出が必要です。

③ 様式3「関連業務実績」

※ 「関連業務実績」とは、官公庁発注における計画策定支援業務について、平成28年度以降かつ公告日までに直接受注し、完了した実績をいいます。

※ 次の書類を添付してください。

・関連業務実績を証明できるもの（契約書の写し等）

・策定支援を行った計画書等の成果物（公表URLの提供でも可）

※ 関連業務実績の証明として契約書の写しを提出する場合は契約書の表面（契約者が証明できる部分）及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とします。

④ 様式4「配置予定技術者」

⑤ 企画提案書（任意様式）

⑥ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

（2）提出期限

令和8年12月18日（金）　午後4時30分

（3）提出方法

事前に電話確認の上、事務局に持参してください。ただし、遠方その他やむを得ない事情がある場合は、事前に事務局の承認を得た場合に限り、郵送その他事務局の指示する方法による提出を認めます。なお、受付は、開庁日の午前9時から午後4時30分までとします。

4　審査方法

（1）書類審査（1次審査）

提案者が5者以上の場合には、提出書類による1次審査を行い、上位4者を選定します。

（2）提案プレゼンテーション（2次審査）

1次審査にて選定された者は、2次審査として提案プレゼンテーションを実施していただきます。2次審査の日程及び場所については、1次審査の結果通知の際にお知らせすることとします。

① 日時　令和９年１月１２日（火）
② 場所　佐倉市役所（当市指定場所）
③ 人数　５名以内
④ プレゼンテーション時間
・提案者からの説明時間として２５分程度
・佐倉市からの質問時間として２０分程度

5　契約方法等

（1）提出された提案書、提案プレゼンテーションの内容に基づき、当市と候補者にて詳細設計及び契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結します。なお、契約の候補者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点候補者との協議を行うものとします。

（2）契約手続は、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第６号）等に定めるところにより行います。なお、契約締結後において受注者に本提案における失格事由（「２　参加資格に関する事項」に掲げる要件を一つでも満たさないこととなる事由をいいます。）、不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、当市は契約を解除できるものとします。

（3）契約金額は、全ての業務が完了し、本市による検査に合格した後、受注者からの請求に基づき、一括して支払うものとします。

6　企画提案書等における言語、通貨及び単位

（1）言語：日本語
（2）通貨：日本国通貨
（3）単位：計量法（平成４年法律第５１号）に基づく単位

7　担当部署

（1）担当部署　　佐倉市企画政策部企画政策課
（2）担当者　　中野、大島
（3）所在地　　〒285-8501　千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
（4）連絡先　　043-484-3374（直通）
（5）電子メール　　kikakuseisaku@city.sakura.lg.jp

8　その他

プロポーザル手続の詳細は、第５次佐倉市総合計画後期基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領によります。